

令和7年度 第3回 昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会 議事要旨

[日 時] 令和7年10月15日（水）午後6時00分

[場 所] 昭島市役所 3階 庁議室

[出席者]

・委員

宗川敏克委員長、高橋章副委員長、和田幸子委員、高橋靖和委員、高橋昌之委員

・事務局

永澤政策調整担当部長（企画部）、磯村生涯学習部長、

女屋行政経営担当課長（企画部）、吉村スポーツ振興課長（生涯学習部）、

岡村公共施設再編・調整担当係長（企画部行政経営担当）

・傍聴者 なし

[配布資料]

・【資料1】昭島市スポーツ施設整備構想（素案）

・【資料2】パブリックコメント実施要領

・【机上配布】今後のスケジュールについて

[議事要旨]

1 開会

2 議題

（1）スポーツ施設整備構想（素案）について

事務局より「【資料1】昭島市スポーツ施設整備構想（素案）」をもとに、これまで2回の委員会から内容変更を行った箇所について説明し、各委員より質疑。

〈質疑応答〉◆は委員、○は事務局の発言要旨

◆P34 附属資料「スポーツ施設位置図」において、第1地域の中で築地町が抜けてしまっている。また、同じく第1地域の中に大神町が表現されているが、この地域に大神町は無いのではないか。

【副委員長】

○築地町については、色分けは難しいかもしれないが、標記だけでも追記するようとする。大神町については、住宅は建っていないが現在も大神町はあり、地図上の武藏野下にうす緑色で示している。【事務局】

◆第1地域に大神町が含まれるのであれば、P7「(3) 地域区分ごとの人口推計」についても、大神町を入れる必要がある。【副委員長】

○大神町(丁目外)が漏れていたため、追加する。【事務局】

◆P10「5財政状況」の令和7年度の財政調整基金の取崩額が27億8千万あるが、他年度と比

べてとても大きい理由は何か。また、同年の市債残高の借入額が30億2千6百万の理由についても合わせて伺いたい。【委員長】

○令和7年度予算額については、当初予算編成の際に多額の財源が見込まれたため、財政調整基金を取り崩しての予算編成での対応が欠かせなかつたとの認識である。【事務局】

◆何か大きな事業を実施したことが理由ではないということか。市債残高の借入額も同様の認識でよいか。【委員長】

○そのように認識している。【事務局】

◆本構想にイーストテラス・サブスリーを記載しなくてよいのか。聞いた話では、軽運動が出来る施設だと伺っている。【高橋（靖）委員】

○イーストテラス・サブスリーは貸館機能であり、スポーツ施設として貸し出す訳では無いため記載はしない。勤労商工市民センターのように体育館として整備されていれば、記載して問題無いと考えるが、イーストテラス・サブスリーにはスポーツ施設としての整備は行っていない。【事務局】

◆市民の視点で考えると、イーストテラス・サブスリーの機能がどうであれ、スポーツが出来る施設の情報が1冊にまとまっていると良いと考える。【高橋（靖）委員】

○市民便利帳には体育施設や市立会館など施設の情報が網羅されているので、市民便利帳を確認いただくのが良いと考える。【事務局】

◆エコパークでは、ターゲットバードゴルフといった競技を実施しているようだが、個人で借りることはできず、団体でしか利用できないのか。【高橋（靖）委員】

○環境部で管理している施設であるため、貸し出しのルールがどういった運用で行われているのかはわからないが、基本的には団体貸しと聞いている。個人でターゲットバードゴルフをやる人はなかなかいないとは思うが、サッカーやフットベースボールなどが実施されている。【事務局】

◆若い世代が運動不足に陥っているとのことなので、改革するにあたり、運動不足解消のためにも個人でできるスポーツについても、施設を利用することが可能となるよう、PR含めて実施して貰えると良いと思うのだが、本構想において対象とするのはあくまでも施設ということか。【高橋（靖）委員】

○本構想において触れるのは施設に関してのみである。軽体操ができる施設でいうと、アキシマエンシスの会議室も利用することは可能であるが、使い方のところである。そのため、体育施設として提供しているところ、あるいは会議室として提供しているがそこを違う使い方をしているといった話になるので、本構想では示すことはできないが、市民の方が目にしやすい市民便利帳等で工夫することは可能であると考える。公共施設予約システムについては、予約時に競技や用途で分かれているため、アキシマエンシスの会議室なら軽体操もできると案内をしている。そういう情報をひとつにまとめるのは良いアイデアだと思う。【事務局】

◆本構想の中で施設の適用手法を廃止としている施設が2つあるが、その施設の跡地利用について現時点では言及しないのか。跡地を有効活用して欲しいという意見もあると思うがどうか。【副

【委員長】

○現時点では言及しない。市民プールは国有地を借用しており、プール利用を目的に借りている土地である。市が所有している土地でも無いため、用途廃止した場合にそのまま利用させて貰えるのかといったところもある。勤労商工市民センターについても、建物は市であるが、東京都の土地であるため、用途を廃止して解体した後には、更地で返すよう東京都からは求められている。

【事務局】

◆勤労商工市民センターのうち商工会はイーストテラス・サブスリーに移ると聞いたが、ハローワークの機能は残るのか。【副委員長】

◆イーストテラス・サブスリーに移ると近すぎるため、距離を保つ意味で残すと聞いた。【高橋(靖)委員】

◆建物自体を壊すとかそういった意味では無いのか。【副委員長】

○貸館機能として残すため、一部事務機能廃止といった形になる。商工会と市民共済会がイーストテラス・サブスリーに移るため、事務所機能は使わず、それ以外のところは、現時点では今までどおり変わらない。ただ、施設が老朽化しており、建替えや大規模改修といった整備に財源を投じる考えを市は持っていないため、廃止としている。市民プールも同様であり、プール本体が安全に利用できるような状況では無い。【事務局】

◆スポーツとはかけ離れるが、市民プールを補修し、釣り堀か何かに転用してはどうか。【高橋(靖)委員】

○そういった案もあるが、プール自体が安全では無く、水が溜まらない。仮に釣り堀にするにしても、水を溜める等の維持管理が必要になり、水も相当量使うため現実的ではない。【事務局】

◆P12「1スポーツ施設の基礎情報」において、あえて「(2)バスケットボールの練習ができる公園」と「(3)卓球の利用ができる市立会館」に分けて記載しているかと思うが、資料としては、競技に絞った項目が突如出てきたように感じたため、理由を教えて欲しい。【副委員長】

○バスケットボールが出来る公園については、コートは無く、設備としてはゴールのみであるが、整備について大変多くの市民から要望をいただくため、記載をしている。卓球が出来る市立会館についても、市民の方で卓球を利用する方が非常に多いことが理由である。施設については、各施設の管理者が維持管理や対策を行っていくと方向性が出ているため、本構想の中でこれ以上の内容を触れていく考えはない。【事務局】

◆卓球に関しては、松原町高齢者福祉センターの部屋を借りて活動している団体もあるようだが、「1スポーツ施設の基礎情報」に記載していないのは、施設としての目的や、限られた年代の方しか利用ができない施設であり、一般の方が利用できる施設で無いという理解で良いか。【副委員長】

○そのとおりである。【事務局】

◆今朝の新聞で地方自治体が運営しているプールの老朽化に関する記事が出ており、昭島市だけでなく、他市においても同様の課題があるということが分かったのだが、本構想で総合スポーツ

センターのプールについてはどう触れていくのか。【委員長】

○P31「5 今後の整備に向けて」においてプールの件は触れており、課題を踏まえ、屋内プールの整備が重要であると表現している。それにあたっては、例えば旧拝島公園プール跡地や隣接する公園用地の一部を利用して施設を設置するであるとか、既存の総合スポーツセンターのプール改修も踏まえた検討が必要であると方向性を示している。【事務局】

◆先般の説明から、昭和公園全体として総合スポーツセンターや陸上競技場、テニスコートなどを見直し、再整備していくと理解しているが、その整備にあたって一時的に残堀川調整池や旧拝島公園プール跡地といったところに代替施設を整備すると認識しているのだが、考え方としてはそういった理解で良いか。【副委員長】

○考え方としては代替施設を作ることになると思う。ただ、再整備していくにも順番があり、まずはプールの方針を決めていく必要があるが、そのプールを決めるには、陸上競技場やテニスコートをどうするのかといった話がセットになるため、昭和公園整備構想の検討をしながら、旧拝島公園プールには何を整備するのか、残堀川調節池はどういった方向性で行くのかを決めていかなければならない。市も限られた財源の中で順番付けをしていなかなければならず、そこが一番難しいところである。現在、物価高騰等により、今まででは考えられないほど建設費が高騰しており、その財源をどこから捻出できるかがひとつの課題である。基金をスポーツ施設だけで使い切ることはできないため、財源的な裏付け、順番、市民の求めていることを整理していくことが課題であると認識している。そういった意味で整備構想というのは非常に重要なところの位置づけであると事務局としては考えている。【事務局】

◆財源についていえば、ひとつの手法として、いわゆる産官連携みたいな形で PPP や PFI の検討について触れていたかと思うが、昭島市において実現性はどの程度あるのか。【副委員長】

○昭和公園を例にすると、Park-PFI という方式で市の持ち出しなしで、事業者が運動施設を整備し、その利益でペイしていく方法もある。ただ、そうなると現在の料金では利用することが出来ず、民間と同等程度の料金になってくると想定される。事業者も投資した分を回収していかなければならぬので、Park-PFI の回収期間(20 年間)の中で回収かつ収益を上げる方式を取るため、おのずと料金が上がる。【事務局】

◆先日テレビを見ていたら、国立競技場「ナショナルスタジアムパートナー」の第 1 号として、三菱 UFJ フィナンシャル・グループに決まったそうで、5 年間で約 100 億円の契約を行った。地域の施設では現実的では無いが、あるとすればネーミングライツぐらいか。【副委員長】

○駅からのアクセスが良いため、様々な団体から運動施設を整備したら利用したいというお声をいただくことも多く、市としては民間活用による整備について、様々な手法を検討していく。【事務局】

◆昭島駅前の民間プールがいつまで続けられるかもわからないのだから、そういった可能性も踏まえながら、市としても先手で対策をお願いしたい。【高橋（靖）委員】

○さしあたり、総合スポーツセンターのプールは 4 月に再開を予定している。新聞の記事にもあるように昭島市も同様の状況であり、天井が非常に危険な状態であった。【事務局】

(2) パブリックコメントの実施について

事務局より「【資料2】パブリックコメント実施要領」に沿って説明し、各委員より質疑。

＜質疑応答＞◆は委員、○は事務局の発言要旨

◆昭島市全体として、パブリックコメントの実施時期が重なるものはないか。【委員長】

○当初、パブリックコメントの実施時期を12月から1月で想定していたが、他の計画も12月から1月にかけて実施する予定であるため、本構想の策定が順調に進んでいくことに鑑み、他の計画とできるだけ重ならないように1か月前倒した形で実施することとした。【事務局】

◆「【資料2】パブリックコメント実施要領」がそのままパブリックコメントの資料になるのか。

「1意見募集の対象」の書きぶりとして、「スポーツ施設の老朽化が進んでおり」という表現だと、全ての施設が駄目、古くなっているといった印象を受ける。【副委員長】

○資料としては、右上部の「資料2」を取った形でそのまま配布する予定である。ご指摘頂いた部分の表現を再度検討する。【事務局】

3 その他

今後のスケジュールについて、次回、第4回は令和8年1月上旬を予定している。なお、第4回の日程調整については、事務局より後日、日程調整の連絡をさせていただく。【事務局】

4 閉会